

平成 28 年度各種検 (健) 診の日程・会場をお知らせします

自分の体のこと、考えてみませんか？年に一度は、健診を受診しましょう！！
 検診の日程は、連続していません。数日～数カ月間に渡り実施しますので、都合のよい会場へお越しください。

◆子宮がん検診

| 日 時 | 会 場 |
|----------|-------------------|
| 5月9日(月) | 午後 潟公民館 |
| | 夕方 町文化ホール |
| 5月10日(火) | 午前 町文化ホール |
| | 午後 町文化ホール |
| 5月11日(水) | 午前 蔵之元公民館 |
| | 午後 平尾老人憩いの家 |
| 5月12日(木) | 午前 諸浦地区コミュニティセンター |
| | 午後 獅子島アイランドセンター |
| 5月13日(金) | 午前 山門野コミュニティセンター |
| | 午後 川床コミュニティセンター |
| 5月29日(日) | 午前 町文化ホール |
| | 午後 保健福祉センター |
| 5月30日(月) | 午後 保健福祉センター |
| | 夕方 保健福祉センター |
| 5月31日(火) | 午前 保健福祉センター |
| | 午後 保健福祉センター |
| 9月21日(水) | 午前 保健福祉センター |
| | 午後 町文化ホール |

今年も、**夕方検診**を実施します！
 また今年、**休日検診**も取り入れました。
 「平日は仕事でなかなか…」という人も、これを機にぜひ受診してください。
 ○受付時間 午前 9:00～9:30
 午後 13:00～13:30
 (獅子島 12:30～13:30)
 夕方 17:00～18:30
 ○検診料金 **無料**

◆肺(結核)・大腸がん検診

1日おおよそ4～7か所の各公民館を巡回します。
 受付時間は受診票に記載します。
 肺(結核)検診は、受診票がなくても受診できます。
 受付時間は、公民館放送をします。
 ○検診料金 **無料**

| 日 時 | |
|----------|----------|
| 6月16日(木) | 6月28日(火) |
| 6月17日(金) | 6月29日(水) |
| 6月22日(水) | 6月30日(木) |
| 6月23日(木) | 7月1日(金) |
| 6月24日(金) | 7月19日(火) |
| 6月27日(月) | 7月20日(水) |

受けないあなたは、
20,937円も損してる!!

(40歳以上の方がすべての検診を受診した時の1人あたりの公費負担の金額です。)

◆特定・長寿健診および胃がん検診

| 日 時 | 会 場 |
|-----------|----------------|
| 8月3日(水) | 平尾小学校体育館 |
| 8月4日(木) | 田尻小学校体育館 |
| 9月7日(水) | 町文化ホール |
| 9月8日(木) | 町文化ホール |
| 9月9日(金) | 蔵之元公民館 |
| 9月10日(土) | 山門野コミュニティセンター |
| 9月11日(日) | 諸浦地区コミュニティセンター |
| 9月12日(月) | 保健福祉センター |
| 9月13日(火) | 保健福祉センター |
| 10月7日(金) | 幣串幼稚園 |
| 10月8日(土) | 高齢者コミュニティセンター |
| 10月9日(日) | 獅子島アイランドセンター |
| 10月10日(月) | 保健福祉センター |
| 10月11日(火) | 保健福祉センター |
| 10月12日(水) | 保健福祉センター |
| 10月13日(木) | 川床コミュニティセンター |
| 10月14日(金) | 川床コミュニティセンター |

※会場は計画です。
 ※休日健診は公民館利用状況に伴い、変更する場合があります。

◆歯周疾患検診

| 期間 | 会 場 |
|--------|---------|
| 6月1日～ | 児島歯科医院 |
| 12月28日 | 平尾歯科診療所 |

休日健診が増えました。
 ○受付時間 8:00～10:00
 昨年より長くなりました
 ○検診料金
 特定健診・長寿健診 **無料**
 胃がん検診 **無料**
 肝炎ウイルス検診 **無料**

次の検診は料金が掛かります。
 ・腹部超音波検診 2,000円
 ・骨粗しょう症検診 500円
 ・前立腺がん検診 1,000円

『39ヘルスチェック』はじめます

39歳以下(20歳以上)でも、血糖や脂質、肝機能などの血液検査が受けられる！自分の身体の状態を見直してみませんか？受診票はお送りしません。受診希望のあるかたは、直接会場までお越しください。

6カ月間に渡り実施します。
 ○検診料金 **無料**

問い合わせ先
 役場保健衛生課保健係 ☎(86)1146 [直通]

身体障害者などの人は軽自動車税の減免を受けられます

減免申請をされる人は、次の書類を準備し、役場税務課または指江庁舎総合管理課で申請手続きをしてください。

申請期限は、平成28年4月28日(木)となります。

※自動車税(県税)の減免を受けている人については、軽自動車税の減免を受けることはできません。また、等級によっては減免申請の対象外となる場合もあります。

<持参するもの>

- ・軽自動車税納付書
- ・減免申請書(無ければ窓口で発行します)
- ・マイナンバーカード
(今年度の申請から必要になります)
- ・印鑑
- ・免許証
- ・車検証(原付・小型特殊を除く)
- ・身体障害者手帳

問い合わせ先
 役場税務課 ☎(86)1172 [直通]

国民健康保険税が変わります

○保険税の賦課限度額を引き上げます

所得に応じた保険税の納付となるように賦課限度額が引き上げられます。これにより中間所得層の被保険者に配慮した保険税設定となります。

| | 医療保険分 | 後期高齢者支援金分 | 介護保険分 | 合計課税限度額 |
|------|-------|-----------|-------|---------|
| これまで | 52万円 | 17万円 | 16万円 | 85万円 |
| 見直し後 | 54万円 | 19万円 | 16万円 | 89万円 |

○国民健康保険の減額の対象となる所得の基準が引き上げられます

軽減の基準となる所得額が引き上げられ、保険税を軽減される人が拡大されます。

- ① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者1人あたりの金額が現行26万円から**26.5万円**へ引き上げられます。
- ② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者1人あたりの金額が現行47万円から**48万円**へ引き上げられます。

問い合わせ先
 役場税務課国民健康保険税係 ☎(86)1172 [直通]